

第20回 参議院議員通常選挙

この一票 私にできる 国づくり

～みんなそろって投票しましょう!～



みんなで投票 明るい選挙

参議院議員は三年ごとにその半数を改選する決まりとなつています。今年は、その選挙が行われる年です。

今回の選挙は

選挙区選挙…候補者名を書いてください。



比例代表選挙…候補者名または政党名のいずれかを書いてください。



選挙公報の配布

候補者の氏名、政見、経歴などを掲載した選挙公報を投票日の二日前までにお届けします。

なお、選挙公報は、市民生活課窓口、中央公民館、各地区公民館、市役所出張所などの補完場所にも備え付ける予定です。

期日前投票及び不在者投票

次のような人は、期日前(不在者)投票ができますので、早めに投票を済ませるようにしましょう。

なお、期日前投票には、入場券が届いていればご持参ください。

▽投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある人

▽レジャーや旅行などの私用で投票日に投票区内にいない人

▽病气やけが、妊娠などの理由で歩行が困難な人

投票場所

笠岡市選挙管理委員会横会議室(島地部の出張所にも設置する予定です。詳しく

は、入場券の裏面をご確認ください。)

※不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームに入っている人は、施設の管理者に申し出ると施設で不在者投票ができます。

※他の市町村に滞在して、投票所に行けない人は滞在地の選挙管理委員会です。投票をする方法もあります。

投票期間

公示日の翌日から投票日の前日まで

投票時間

8時30分～20時

郵便等による不在者投票

郵便等で投票できるのは、身体障害者手帳、または戦傷病者手帳を持っている人で、一定の条件を備えた人と、「介護保険上の要介護者」で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」である者として記載されている人です。

また、郵便等で投票をすることができ人のうち、次の①、②に当てはまる人は、あらかじめ市町村の選挙管理委員会に届け出た者(選挙権の

ある人に限る)に、自らの代理で投票に関する記載をさせることができます。

①「身体障害者福祉法の身体障害者」で、身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が1級」である者として記載されている人

②「戦傷病者特別援護法上の戦傷病者」で、戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の程度が特別項症から第2項症まで」である者として記載されている人

投票の当日は

有権者には、投票所入場券を事前に郵送します。

投票日には、有権者本人がこの入場券を持って、該当する投票所(入場券に記載)で、投票してください。

ただし、入場券がなくても選挙人名簿の登録と本人の確認ができれば投票できます。

投票時間：7時～20時

※島地部投票所は7時から19時までです。

※入場券に記載されている投票時間・投票所にご注意ください。